



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行：社会保険労務士ごとう事務所
〒491-0832 愛知県一宮市若竹3-4-7
TEL：0586-64-7068 FAX：0586-64-7069
e-mail：info@mail.sr-goto.com

12
2018

トビのくま 平成30年分の年末調整における留意事項

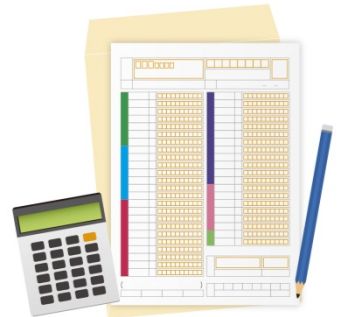
年末調整の時期がやって来ました。平成30年分の年末調整においては、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正に伴い、各種申告書等の様式も改正されています。年末調整の際に発行する源泉徴収票や源泉徴収簿の様式も変更されていますので、ご紹介します。

留意事項：各種申告書等の見直し

●給与所得者の配偶者控除等申告書について

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が、平成30年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書（兼用様式）」についても、平成30年分からは、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式に改められました。

平成30年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を会社（給与の支払者）に提出する必要があることを、社員（給与所得者）に伝えておきましょう。



●源泉徴収簿について

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に改められました。また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成29年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成30年分からの源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者（特別）控除額」に記載することとされました。

平成29年分の源泉徴収簿（抜粋）		平成30年分の源泉徴収簿（抜粋）	
生命保険料の控除額	⑬	生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭	地震保険料の控除額	⑭
配偶者特別控除額	⑮	配偶者（特別）控除額	⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)		差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	

変更

★ 源泉徴収簿⑯欄の計算を容易にする早見表についても、配偶者控除額のことを省いた新たな「平成30年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」が公表されています。

今回の年末調整においては、変更点が多々あります。ご質問などがあれば、気軽にお問い合わせください。

トビウクス 働き方改革関連法－時間外労働の上限規制②

平成 31 (2019) 年 4 月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、前回に引き続き、時間外労働の上限規制 (労働基準法の改正) を取り上げます。今回は、新たな 36 協定に注目してみます。

時間外労働の上限規制② 新たな 36 協定のポイント

< 新たな 36 協定のポイント >

- 新たな様式では、時間外労働の上限規制が主に1か月と1年について定められていることから、36 協定で定める延長時間も1日のほか、1か月*、1年の区分で固定されました。
 - * これまでは、1か月について定めず、2か月もしくは3か月の延長時間を定めることも可能でした (例: 2か月の限度時間は 81 時間でしたので、限度時間の範囲内で、最初の月に 50 時間延長し、次の月は 31 時間延長という取扱いも可能でした)。
- 他方、休日労働を含めて単月 100 時間未満、2～6か月平均 80 時間以内の上限の遵守に関しては、1か月、1年についての延長時間の記載だけでは直ちに確認できないことから、新たにチェックボックスを設けて労使に遵守を求めようになっています。
- そして、特別条項付き 36 協定の様式も省令で規定されることに！

< 36 協定の新様式の例 / 特別条項付き 36 協定の特別条項の部分 >

様式第9号の2 (第16条第1項関係)		時間外労働 休日労働				に関する協定届 (特別条項)	
業務の種類	労働者数 10名以上	1日 (注意)		1ヶ月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)	
		延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	限度時間を 超える時間数 (注意)	延長することができる時間数 法定労働時間と休日 労働の時間数を合 算した時間数	限度時間を 超える時間数 (注意)	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	限度時間を 超える時間数 (注意)
<p>臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合</p> <p>限度時間を超えて労働させる場合における 手続</p> <p>限度時間を超えて労働させる労働者に対する 健康及び福祉を確保するための措置</p> <p>該当する番号) (具体的内容)</p> <p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならない。かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに☑)</p>							

限度時間を超えて労働させる場合
にとる**手続**について定める。

限度時間を超えた労働者に対し、『裏面の記載心得』1(9)①～⑩の**健康福祉確保措置**のいずれかの措置を講ずることを定める。

限度時間を超えて時間外労働をさせる
場合の**割増賃金率**を定める。
その率は、法定割増率(25%)を超える
率となるように努める。

時間外労働と法定休日
労働を合計した時間数は、**月 100 時間未満、2～6か月平均80時間**以内でなければならない。そのことを労使で確認の上、**必ずチェックを入れる。**
チェックボックスに☑がない場合には、有効な協定届とならない。
(このチェックボックスは、通常の 36 協定にもある)

★36 協定は、所轄の労基署に届出をしないとその効力が発生しません。

協定内容に不備があり、届出を受理してもらえないようなことがあれば、時間外・休日労働をさせることはできません。(協定なしで時間外・休日労働をさせれば、その時間数にかかわらず罰則に処されます)

重要な協定ですので、届出に当たっては、『裏面の記載心得』に沿って、慎重に記載する必要があります。特に、特別条項を付ける場合は、記載事項が増えますので、より注意が必要です。不明な点がありましたら、気軽にお声かけください。

お仕事
カレンダー
12月

12/10

- 一括有期事業開始届の提出 (建設業)
主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

- 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 (2019 年 1 月 4 日まで)
- 10 月決算法人の確定申告と納税・翌年 4 月決算法人の中間申告と納税 (決算応当日まで)
- 翌年 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告 (決算応当日まで)

◆あとがき◆ ごとう事務所通信の発行も本年最後となりました。本年中も大変お世話になりました。新事務所への移転を経てよりお客様のお役に立てるよう努めて参ります。来年も何卒よろしくお願ひいたします。今後も労務管理を通じて皆様「安心」をお届けしたいと思います。